



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 1 2 号 令和 6 年 6 月 1 4 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
2 9 3	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
2 9 4	生活保護法の規定による医療機関を指定した件	地域共生推進課
2 9 5	生活保護法の規定による指定医療機関から名称の変更について届出があった件	同
2 9 6	生活保護法の規定による指定医療機関から所在地の変更について届出があった件	同
2 9 7	生活保護法の規定による指定医療機関から廃止について届出があった件	同
2 9 8	生活保護法の規定による指定医療機関から休止について届出があった件	同
2 9 9	生活保護法の規定による指定医療機関の辞退があった件	同
3 0 0	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	同
3 0 1	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の名称の変更について届出があった件	同
3 0 2	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の所在地の変更について届出があった件	同

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
3 0 3	生活保護法の規定による指定介護機関から 廃止について届出があった件	同
3 0 4	生活保護法の規定による施術機関を指定し た件	同
3 0 5	同	同
3 0 6	生活保護法の規定による指定施術機関から 施術所の名称の変更について届出があった 件	同
3 0 7	生活保護法の規定による指定施術機関から 施術所の所在地の変更について届出があっ た件	同
3 0 8	特定第 2 号漁業者の同意が漁業災害補償法 に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
3 0 9	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	生産基盤課
3 1 0	港湾施設の概要を公示する件	港湾政策課

【 公 告 】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用政策課

徳島県告示第二百九十三号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
令和六年度教育用パソコン 一式
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和七年三月二十一日
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年七月二十六日（金曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話　〇八八―六二―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

電話　〇八八―六二―二〇六七

ファクシミリ　〇八八―六二―二八二八

電子メール　kanzai-ka_eshi-nsei@a11.pref.tokushima.lg.jp

- 2 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局施設整備課施設・助成担当

電話　〇八八―六二―三二一八

ファクシミリ　〇八八―六二―二八七九

電子メール　shi-set-susei-bi-ka@pref.tokushima.lg.jp

- 3 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

- 1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- 2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

（一） 受領期限

令和六年七月二十六日（金曜日）午前十一時

（二） 提出場所

郵便番号　七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

（三） 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

- 1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（一） 日時

令和六年八月八日（木曜日）午前十一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和六年八月七日（水曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当

3 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「令和六年度教育用パソコン 一式入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 この契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十号）第三条の規定により、議会の議決が必要である。

8 契約書の作成の要否
要

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企画総務部管財課
徳島市万代町一丁目一番地

10 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

11 その他
詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and Quantity

Personal computers for education 1 set

2 Time Limit of Tender

11:00 a.m. on August 8, 2024

3 Section in charge of contract

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570
Phone: 088-621-2067

徳島県告示第二百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
中西歯科医院	海部郡牟岐町大字中村字本村 五四―一七及び五四―一八	中西 健太郎	令和五年七月 十三日
うおざと歯科	小松島市日開野町字加々ませ 三五―二	医療法人うおざと歯 科	同 一日 八月
せきしんかん羽ノ浦クリニック	阿南市羽ノ浦町宮倉太田五― 一	医療法人雙立会	同 一日 九月
羽ノ浦調剤薬局	同 一 四―	株式会社グローバル ・アシスト	同
おかだレディースクリニック	徳島市佐古一番町一四―一八	医療法人真和会	同 一日 十月
名東天満クリニック	同 名東町一丁目九一	医療法人栄寿会	同
小松島天満クリニック	小松島市中田町字狭間四七	同	同
ふじの内科クリニック	阿南市羽ノ浦町宮倉前田三― 七	医療法人敬和会	同
おおざと薬局羽ノ浦店	同 六 二―	株式会社ウイズ・ワ イ	同
クレア訪問看護ステー ション	板野郡藍住町住吉字藤ノ木八 三―二	株式会社クレア	同
虹の橋葵メンタルクリ ニック	徳島市元町一―七 アベニ ュ ―元町ビル二階	医療法人かわせみ	同 二日
すみよし訪問歯科	同 東新町一丁目一九 和	住吉 幸子	同

	中井医院	徳島往診クリニック	北條病院	いわさ矯正歯科	アイン薬局中島田店	アイン薬局昭和町店	アイン薬局上八万店	アイン薬局池田店	アイン薬局北島店	かもな桜公園クリニック	あいざと山川訪問看護ステーション	猪子歯科	虹の橋葵ホスピタル	訪問看護ステーション
光ビル一階	同 南二軒屋町一丁目二― 八	同 沖浜東二丁目一七	三好市池田町マチ二五二六― 七	徳島市福島一丁目八―一三	同 中島田町三一五〇	同 昭和町七丁目三六	同 上八万町下中筋九〇― 一	三好市池田町シマ八三三―二	板野郡北島町中村字東堤内三 二―一　ハッピーハイツ北島 一階	徳島市鮎喰町二丁目九五―一	吉野川市山川町湯立二四五― 一	板野郡藍住町徳命字前須東一 六三―一	徳島市八多町三反地四三	鳴門市撫養町斎田字西発一一
	医療法人鴻伸会	医療法人徳島往診ク リニック	医療法人北斗	岩浅　亮彦	株式会社アインフア ーマシーズ	同	同	同	同	医療法人かわうち	社会医療法人あいざ と会	猪子　智博	医療法人かわせみ	合同会社暖花
	同 月一日 十一	同	同	同	同	同	同	同	同	同 月一日 十二	同	令和六年一月 一日	同 七日	同

優衣	―二		二十二日
笠井整形外科内科クリニック	阿波市市場町香美字郷社本二二三―三	医療法人照陽会	同 二月一日
あおぞら薬局国府店	徳島市国府町桜間字登々路八―一	プラスハロー株式会社	同
わかば薬局	同 新浜町一丁目四―四〇―一二号	中野 和子	同
あおぞら薬局中田店	小松島市中田町字広見一―八七	プラスハロー株式会社	同
アイン薬局阿南医療センター店	阿南市宝田町川原六―一	株式会社アインファーマシーズ	同
あおぞら薬局鯛浜店	板野郡北島町鯛浜字西中野九九―三	プラスハロー株式会社	同
I & H吉野川薬局	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島一二〇	I & H株式会社	同
訪問看護ステーションあირს	板野郡松茂町笹木野字八北開拓二五	P 有限会社M―STE	同
訪問看護ステーションピクニック	徳島市末広一丁目五―一〇PINO―一〇五	株式会社PASOCLA	同 二十一日
ツクイ徳島訪問看護ステーション	同 八百屋町二丁目七 徳島センタービル四階	株式会社ツクイ	同 三月一日
クレド訪問看護ステーション徳島	同 吉野本町六丁目一 アベニューモリStⅢ五〇二号	クレド合同会社	同
訪問看護ステーション万葉	同 八万町上福万二二〇―一三	合同会社万葉	同 三月二十六日

徳島県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
コスモス薬局 阿波店	コスモス調剤 薬局阿波店	阿波市阿波町大道北 一三三	株式会社コスモス 薬品	令和五年十月 一日
三谷調剤薬局	三谷薬局	徳島市南内町一丁目 七	有限会社三谷薬局	同 十 月 一 日

徳島県告示第二百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地		開 設 者	変 更 年 月 日
	旧	新		
訪問看護ステーションビブレ藍住	板野郡藍住町東中富直道傍示六七一	板野郡藍住町奥野字原八六一 ロマンズハイツ一〇三	株式会社Be Brave	令和五年十月一日

徳島県告示第二百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
中西歯科医院	海部郡牟岐町大字中村字本村 五四―一七及び五四―一八	中西 武志	令和五年七月 十二日
うおざと歯科	小松島市横須町一六―三	医療法人うおざと 歯科	同 三十一日
富本医院	吉野川市山川町堤外五―一七	医療法人蛭川会	同 一日 八月
地域リハビリテーション 稲次	板野郡藍住町矢上字安任一七 五―五	医療法人凌雲会	同 三十一日
トマト調剤薬局木頭店	那賀郡那賀町木頭和無田字イ ワツシ二九―一	レリープ株式会社	同
名東クリニック	徳島市名東町一丁目九一	医療法人まんでん 会	同 三十日 九月
おかだレディースクリニ ック	同 佐古一番町一四―一八	岡田 真澄	同
南徳島クリニック	小松島市中田町字狭間四七	医療法人成悠会	同
さんさん医院	三好郡東みよし町加茂二五四 六―四	医療法人さんさん 医院	同 一日 十月
御所薬局	阿波市土成町吉田字川久保一 六―一	吉兼 充子	同 二十八日
中井医院	徳島市南二軒屋町一丁目二― 八	医療法人中井医院	同 三十一日

久次米医院	北川内科胃腸科	アップル調剤薬局住吉店	仁生内科	スマイル調剤薬局和田店	川内内科	ワキ薬局	アイン薬局北島店	アイ調剤薬局池田店	アイン薬局上八万店	アイン薬局昭和町店	アイン薬局中島田店	三谷薬局	北條病院	徳島往診クリニック
名東郡佐那河内村上字中辺八	同 五十一	同 住吉四丁目五十五 プ リンスハイツ一階	同 佐古四番町六十八	同	徳島市国府町和田字原淵六七 ー	鳴門市大津町吉永字前ノ越二 六五十二二	板野郡北島町中村字東堤内三 二一ハッピーハイツ北島 一階	三好市池田町シマハ三三十二	同 上八万町下中筋九〇 ー	同 昭和町七丁目三六	同 中島田町三丁目五〇	徳島市幸町三丁目三七	三好市池田町マチ二五二六 ー 七	同 八万町新貝五六十二八
医療法人久次米医	北川 直之	株式会社アップル 調剤薬局	医療法人仁生会	株式会社スマイル	医療法人川内内科	和喜 博子	同	同	同	同	株式会社西日本フ アーマシー	有限会社三谷薬局	北條 文彦	医療法人徳島往診 クリニック
同	同 三十一日	同 二十九日	同 十二 月二十日	同	同 三十日	同 十一 月十三日	同	同	同	同	同	同	同	同

	猪子歯科	熊澤薬局	虹の橋葵ホスピタル	笠井病院	いさお歯科医院	わかば薬局	トマト調剤薬局国府店	トマト調剤薬局坂野店	トマト調剤薬局中田店	トマト調剤薬局鯛浜店
〇―	板野郡藍住町徳命字前須東一 六三十一	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ 三一	徳島市八多町小倉七六	阿波市阿波町元町一四	徳島市西新浜町一―四―一	同 新浜町一丁目四―四〇 ―一二号	同 国府町桜間字登々路八 ―	小松島市坂野町字平田三〇―	同 中田町字広見二―八 七	板野郡北島町鯛浜字西中野九 九―三
院	猪子 博之	有限会社熊澤商会	医療法人かわせみ	医療法人照陽会	岡崎 健治	有限会社西欧館	レリ―プ株式会社	同	同	同
	同	同	令和六年一月 六日	同 三十一日	同	同	同	同	同	同

徳島県告示第二百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	休 止 年 月 日
川田歯科医院	徳島市かちどき橋一丁目二七	川田 真也	令和五年十月一日
稲山外科内科	同 南出来島町一丁目三〇	医療法人正徳会	同 十一月一日
杏和医院	吉野川市鴨島町西麻植字麻植市四〇―六	医療法人杏和医院	同
田村医院一字診療所	美馬郡つるぎ町一字赤松一三三―九	医療法人田村医院	令和六年一月一日
荒河内科	小松島市立江町字宮ノ前四〇―四	医療法人荒河内科	同 二月一日

徳島県告示第二百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
ひろこ漢方内科クリニック	徳島市国府町観音寺二二四― 一	医療法人たかはし 内科	令和六年二月 一日

徳島県告示第三百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
島田 佳子	徳島市大松町榎原外 八三二一七二〇〇 一	杉本歯科医院	徳島市津田本町二丁目二二六	居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	令和五年八月 一日
有限会社 a d d	同 蔵本元町二丁目四〇一七	ありす調剤薬局	同 蔵本町二丁目三〇一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	同
株式会社セガファーマ	同 徳島町二丁目五五二	上板調剤薬局	板野郡上板町佐藤塚 字東二〇二	同	同 十一月一日

徳島県告示第三百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の 所 在 地		指定に係る事業所の名称		指定に係る 事業所の所在地	変更年月日
医療法人かわうち	徳島市鮎喰町二丁目九五―一		川内内科居宅介護支援事業所	かもな桜公園ケアマネステーション	徳島市名東町二丁目五九三―五	令和五年十二月一日

徳島県告示第三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称		主たる事務所の所在地		指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
						旧	新		
株式会社Nスタイル		徳島市大谷町吉里松二一六		福祉用具貸与オアシス		徳島市勝占町中須五二一	徳島市大谷町吉里松二一六	福祉用具貸与介護予防福祉用具貸与特定福祉用具販売特定介護予防福祉用具販売	令和五年十一月一日

徳島県告示第三百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る 事業所の名称	指定に係る 事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社南海	三好郡東みよし町中庄一 三五四―一	グループホーム いこいの家	三好郡東みよし町中庄八 〇一―三	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護	令和五年十二 月三十一日

徳島県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

施術者の氏名	近藤 純一郎
施術所の名称	こんどう鍼灸治療院
施術所の所在地	吉野川市鴨島町森藤一〇〇七
指定年月日	令和五年九月一日

徳島県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機関として、次のとおり指定した。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
中川 光	徳島市八万町内浜一〇六―七 ヴィエ ラ内浜一〇三	令和五年十一月一日
近藤 充久	同 名東町二丁目五四九 メゾン中 村一〇三号	同
北川 和彦	同 城東町一丁目五一〇―四〇二 号 市営住宅三棟	同
天野 文日	同 中津浦一六九―一	同
佐野 光代	板野郡板野町矢武字矢武東二六	同 十二月十四日
河村 公子	徳島市北田宮一丁目一〇―三〇	同
長島 知也	板野郡北島町高房字勝瑞境六五―五	同 十六日

徳島県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

施術者の氏名		施術所の名称		施術所の所在地	変更年月日
中村 恭佑	旧	鍼灸マッサージK E i R O W 鳴門中 央ステーション	新	徳島市蔵本町二丁目一〇―四	令和五年十二月十五日
		鍼灸マッサージ楽			

徳島県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

施術者の氏名		施術所の名称	
中村 恭佑	鍼灸マッサージ楽	施術所の所在地	
		旧	鳴門市撫養町大桑 島字湊岩浜一二― 三五 濱ロビル一 〇一
		新	
変更年月日		令和五年十二月十五日	

徳島県告示第三百八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期間第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
伊座利加入区	伊座利漁業協同組合の地区	法第百四条第二号に掲げる漁業
鞆浦第二加入区	鞆浦漁業協同組合の地区のうち海陽町鞆浦の区域	ぶり定置漁業及び釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

徳島県告示第三百九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次の事務を徳島県漁港漁場協会会長影治信良に委託した。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県漁港管理条例（昭和四十三年徳島県条例第二十五号）第十条第一項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第三百十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、橘港の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 港湾施設の種類

港湾環境整備施設（緑地）

二 名称

小勝緑地

三 位置

阿南市橘町小勝一番四、三番及び三番二

四 数量及び能力

緑地 二二、一五五・五七平方メートル

公 告

鳴門病院労働組合から夏季一時金の要求に関して令和六年六月十九日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

鳴門市撫養町黒崎小谷三十二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場